

明治学院大学と学校法人芝浦工業大学との 交流連携事業に関する基本協定書

明治学院大学と学校法人芝浦工業大学は、隣接地域に立脚する大学であることを縁として、その独自の伝統をもとに、相互の特性を活かし、教職員・学生の交流を図り、連携事業を運営することにより、相互の発展を図るため、次の通り協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、両校が包括的な連携のもと、教職員・学生の交流を図り、連携事業を運営することにより、相互の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両校は、次に掲げる事項について連携し、協力して事業に当たるものとする。

- （１） 教学関連に関する交流を図ること。
- （２） 学生間の交流に関すること。
- （３） 事務職員交流に関すること。
- （４） その他、本協定の目的に添う事項

（協定の期間）

第3条 この協定は、2007年6月8日から発効し、期間は3年間とする。ただし、明治学院大学または学校法人芝浦工業大学のいずれからも別段の申出がなされないときは、この協定は、さらに3年間延されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（補 則）

第4条 この協定に定める事項について疑義が生じたときまたはこの協定に定めない事項について必要があるときは、両校が協議して定めるものとする。

2007年6月8日

明治学院大学学長

大塩 武（自署）

学校法人芝浦工業大学理事長

長友 隆男（自署）